

加監公表第20号

令和3年12月6日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和3年10月7日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求人

(住所・氏名 省略)

2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年10月7日付けで受理した。

なお、令和3年10月28日及び11月5日に請求人から証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

社会福祉法人加古川市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）との令和2年度加古川市生活支援体制整備事業業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）に基づき設置されている「ささえあい協議会」が行う事業は、町内会への加入の有無にかかわらず、地域の高齢者を対象としている。しかし、本件委託契約に係る業務の一部として実施されたA公民館エリアささえあい協議会（以下「Aささえあい協議会」という。）の生活実態アンケート調査（以下「本件アンケート調査」という。）は、エリアの町内会に加入している70歳以上の高齢者のみを対象としている。甲町内会では、加古川市（以下「市」という。）の補助事業である地域敬老事業は非町内会員も対象にしているが、本件アンケート調査は町内会員のみを対象としていることに違和感がある。これでは本件委託契約は町内会長（町内会）を中心にした制度になると思われ、この先も町内会員のみを対象に生活支援がなされることが危惧される。以上のことから本件委託契約は不適切と思われる。

よって、次の措置を求める。

- ・本件委託契約に係る契約金（以下「本件委託料」という。）の返還

4 監査の実施

(1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア 本件委託料の支出について

市が社会福祉協議会へ本件委託料を支出したことは違法又は不当であるか。

なお、法第242条第2項では、住民監査請求の要件として、「当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求事項のうち、本件委託料の4月分（令和2年4月28日支出）については、本請求書が提出された令和3年10月7日において、既に1年を経過していること、かつ本請求書及び陳述内容から同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に定める住民監査請求の要件を満たさないため、監査の対象としない。

(2) 監査の対象部

福祉部

(3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和3年11月5日に請求人から陳述を受けた。

(4) 監査の対象部に対する調査

福祉部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和3年11月5日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等はおりのとおりである。

市の生活支援サービス体制整備事業は、介護保険法（平成12年法律第123号）の規定に基づく、生活支援体制整備事業を実施するものとして平成29年度に

創設されたものである。また、国が別に定める地域支援事業実施要綱において事業目的や実施内容が定められており、介護保険法及び同要綱の範囲内で加古川市生活支援体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）を制定している。

要綱第2条第2項において、「事業の目的を効果的に達成するため、事業運営が適正に確保できると認められる社会福祉法人、医療法人等に事業の実施を委託することができる。」と規定している。社会福祉協議会は市域全体において、町内会等、民生委員・児童委員、市民ボランティア等と密接に連携し、町内会等の単位で地域課題を話し合う協議体を実施している実績があり、地域の支援体制を構築することができる唯一の社会福祉法人であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当するとして、市は、社会福祉協議会と随意契約している。

本件委託契約については、令和2年4月1日に、委託期間を同年4月1日から令和3年3月31日までとし、委託料32,988,000円で社会福祉協議会と締結している。また、令和2年4月1日付けで、社会福祉協議会から委託業務実施計画書及び委託業務収支予算書の提出があり、併せて、4月分の委託料の請求があったため、令和2年度加古川市生活支援体制整備事業業務委託契約書（以下「本件委託契約書」という。）第2条第1項の規定により、市は16,494,000円を同年4月28日に支出している。また、令和2年10月1日付けで10月分の委託料の請求があったため、16,494,000円を同年10月20日に支出している。令和3年4月1日には、委託期間の終了に伴い、委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書が提出されている。

Aささえあい協議会は、令和元年7月に設立され活動を開始している。Aささえあい協議会では、令和元年度から令和2年度にかけてエリア内の良いところや課題を抽出し、支え合いの仕組みづくりとして短期、長期で取り組む目標を話し合った結果、地域の高齢者のニーズを把握するため、本件アンケート調査の実施を令和2年度第1回協議会（令和2年7月）において決定したものである。本件アンケート調査の実施に当たっては、B地区とC地区の一部の町内会の70歳以上の住民を対象としたサンプリング調査とし、アンケートの配布及び回収は町内会が行い、集計は事務局である社会福祉協議会が行うこととしたものである。

本件アンケート調査は、令和2年10月に5つの町内会において実施され、1,226部を配布し、71.1パーセントにあたる872部の回答があった。アンケート集計結果は、令和2年度第2回協議会（令和3年2月）に報告され、意見交換を行うとともに、今後の方向性について協議が行われている。

地域ニーズの把握や実態調査は、地域支援事業実施要綱において協議体の役割として挙げられているが、その対象範囲や実施方法等の基準は、法令、地域支援事業実施要綱その他の国の通知に定められたものではなく、協議体を設置する市町村の裁量に委ねられていると考えられる。

本件アンケート調査は、地域の高齢者のニーズを把握するためAささえあい協議会が実施したものであり、その配布部数、対象者、実施地域等について、効果的・効率的なものとなるよう検討し、決定している。

よって、町内会等の非加入者が対象となっていないことをもって、本件アンケート調査が生活支援体制整備事業を逸脱した不適切なものであるとは考えていない。

また、協議体には地域の様々な主体が参画することが想定されており、地縁団体もその一つとなっていることから、Aささえあい協議会においても町内会連合会だけではなく、様々な地域主体が参画し、相互に対等な関係で協議を進めている。

以上のことから、本件委託契約は、財務・契約に関する諸規程に基づき締結され、適正に履行されている。

5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 藤 田 隆 司

加古川市監査委員 北 本 敏

加古川市監査委員 西 村 雅 文

加古川市監査委員 稲 次 誠

6 監査の結果

(結 論)

本請求を棄却する。

(事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

(1) 本請求において監査の対象とした本件委託料の支出について

請求人は、市が社会福祉協議会に支出した本件委託料の返還を求めていることから、本件委託契約に係る業務が適切に履行されておらず、本件委託料の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア 本件委託料の支出に係る事務手続について

本件委託料の支出については、本件委託契約書第2条第1項に「受託者は、委託料を4月と10月に分割して、書面により委託者に委託料の支払を請求することができる。」と規定されており、4月と10月の請求金額についてはそれぞれ16,494,000円と規定されている。同条第2項には「委託者は、前項の支払の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。」と規定されている。また、第5条には、受託者が契約締結後速やかに委託業務実施計画書及び委託業務収支予算書を委託者に提出すること、さらに、第8条には、受託者が委託期間終了後速やかに委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書に必要な書類を添付し、委託者に提出しなければならないことが規定されている。

関係職員への調査の結果、本件委託料の支出について次のとおり事実を確認した。

(ア) 令和2年4月1日に委託業務実施計画書及び委託業務収支予算書が社会福祉協議会から提出された。

(イ) 令和2年4月1日に4月分として16,494,000円の請求書が社会福祉協議会から提出された。

(ウ) 市は支出命令を行い、令和2年4月28日に社会福祉協議会が指定した口

座へ振り込んだ。

(エ) 令和2年10月1日に10月分として16,494,000円の請求書が社会福祉協議会から提出された。

(オ) 市は支出命令を行い、令和2年10月20日に社会福祉協議会が指定した口座へ振り込んだ。

(カ) 令和3年4月1日に委託業務実績報告書及び委託業務収支決算書が社会福祉協議会から提出された。

よって、本件委託料の支出に係る事務手続は、本件委託契約書に基づき適正に行われていると判断する。

イ 本件委託契約の履行について

本件委託契約書第1条には、受託者は、本件委託契約のほか、要綱、生活支援体制整備事業業務委託仕様書（以下「本件仕様書」という。）及び委託者の指示するところから従うほか介護保険法、同法に基づく政省令及び通知等を遵守し、加古川市生活支援体制整備事業業務を履行するものと規定されている。

本件仕様書によれば、業務内容は次の①から④までとされている。

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 第2層協議体（ささえあい協議会）の立上げ準備及び実施
- ③ 加古川市地域包括ケア推進会議との連携・協働に関する業務（ささえあい協議会で把握した地域課題等について情報提供を行うなど）
- ④ サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務

これら業務内容のうち、「① 生活支援コーディネーターの配置」においては、受託者は地域包括支援センターが担当する圏域ごとに1名以上の生活支援コーディネーターを配置すること、また、生活支援コーディネーターは「生活支援サービスについてのニーズ把握（アンケートの実施等）」を業務の一つとして担当することが規定されている。

請求人は本件アンケート調査が町内会員のみを対象として行われたことから、町内会長（町内会）を中心とした制度を構築しようとする本件委託契約に係る業務は不適切であるとし、「生活支援サービスについてのニーズ把握（アンケート

の実施等)」が本件仕様書のとおり履行されていないと主張していると解せられる。

関係職員への調査により、本件アンケート調査は、Aささえあい協議会が本件仕様書に沿って実施したものであり、その配布部数、対象者、実施地域等については、地域の高齢者のニーズを把握するために効果的・効率的なものとなるよう検討し、B地区とC地区の一部の町内会の70歳以上の住民を対象としたサンプリング調査に決定したことを確認した。そして、1,226部の配布に対し、そのうち872部を回収しており、回収率は71.1パーセントであったことを確認した。

市の住民世帯の9割近くが町内会等に加入していることから、本件アンケート調査の対象となった区域内の70歳以上の住民もまた、その9割近くが町内会に加入していると推定される。このため、対象区域内の70歳以上の住民を対象とした本件アンケート調査において、町内会員を対象としてサンプリング調査を実施することは、不適切とはいえない。

また、本件仕様書には「生活支援サービスについてのニーズ把握（アンケートの実施等）」とあるが、アンケートの実施方法等、詳細な業務内容については定められていない。さらに、地域支援事業実施要綱で協議体の役割として挙げられている地域ニーズの把握、実態調査の対象範囲及び実施方法等の基準についても、法令、地域支援事業実施要綱その他の国の通知に定められたものではなく、協議体を設置する市町村の裁量に委ねられていると考えられる。したがって、町内会員を対象とした本件アンケート調査は、生活支援サービスについてのニーズ把握の一つの手法であると考えられ、不適切とはいえない。

なお、加古川市生活支援体制整備事業は、町内会等への加入の有無にかかわらず、全ての高齢者を対象として体制の整備が進められている。地域支援事業実施要綱では、生活支援サービスの多様な提供主体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とすると規定されている。Aささえあい協議会の構成員は、生活支援コーディネーター、市、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地縁団体である町内会連合会、民生児童委員協議会、介護サービス事業者、大学、高等学校、

民間企業及び協同組合と多岐にわたっている。

このように、Aささえあい協議会は幅広い分野から構成員が集められており、本件アンケート調査の結果だけによらず、これら構成員から得られる情報等により、町内会等への加入・非加入にかかわらず個人の困りごとや課題を把握することができると考えられる。そのため、町内会に加入していない70歳以上の高齢者やアンケートの回答を提出されなかった方を含めて、生活支援サービスを必要とする地域の高齢者のニーズを把握し、地域課題について議論していく体制ができていることを確認した。

よって、本件アンケート調査で町内会の非加入者が対象となっていないことをもって、本件仕様書で定める「生活支援サービスについてのニーズ把握（アンケートの実施等）」業務の履行が不適切なものであるとはいえない。また、委託業務実績報告書等によりその他の業務についても市は履行を確認していることから、本件委託契約の履行については、不合理な点はないと判断する。

以上のとおりア及びイを検討した結果、本請求において監査の対象とした本件委託料の支出については違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断する。